

# 民間賃貸住宅のセーフティネット住宅への登録について

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度)



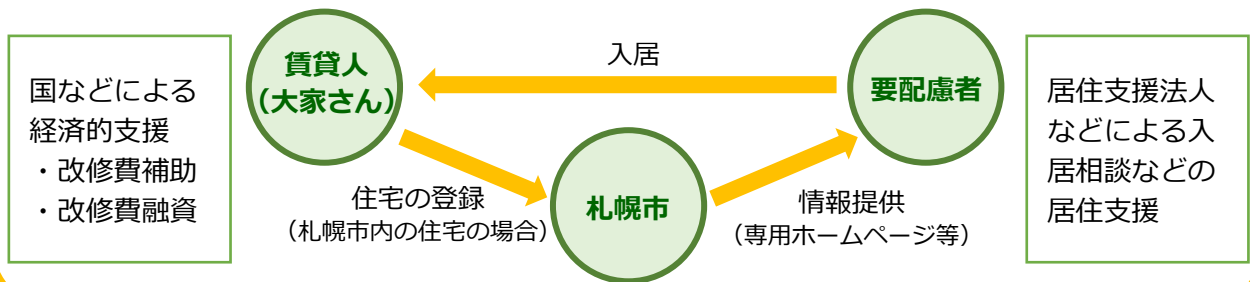
住宅の確保にお困りの低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等と、賃貸住宅の大家さんをつなぐ住宅セーフティネット制度が、平成 29 年 10 月から開始されました。

## 1 「新たな住宅セーフティネット制度」について

高齢者など住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、その一方で民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。

この制度は、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「登録住宅の改修費等の経済的支援」、「住宅確保要配慮者の対する居住支援」の3つの柱から成り立っています。

【新たな住宅セーフティネット制度イメージ図】



セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として都道府県・政令市・中核市に登録された住宅です。札幌市内の住宅の登録申請先は札幌市になります。

「住宅確保要配慮者」とは、住宅の確保に特に配慮を要するものとして、以下の方が法律や省令等で定められています。

※住宅確保要配慮者：低所得者（月収 15 万 8 千円以下）、被災者（発災後 3 年以内）、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など

## 2 専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」

セーフティネット住宅の登録申請は、専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」で行います。登録された住宅の情報は、専用ホームページを通じ、広く周知されます。

セーフティネット住宅

検索

セーフティネット住宅情報提供システム URL

(トップページ・登録住宅の検索閲覧) <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

(住宅登録事業者の方へのページ) <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>



### 3 住宅の登録の流れ・登録基準



①札幌市公式ホームページ「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度」のページで登録基準及び提出書類の確認  
(URL) [http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn\\_seido/tourokujutakuseido.html](http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/tourokujutakuseido.html)

②セーフティネット住宅情報提供システム「住宅登録事業者の方へ」のページで事業者アカウント登録  
(URL) <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

③セーフティネット住宅情報提供システムで「登録申請書」の作成及び提出

**登録基準（概要）** ※登録基準の詳細は、札幌市公式ホームページでご確認ください。

**一般住宅（戸建や共同住宅など）：**各戸の床面積が 25 m<sup>2</sup>以上（台所等の共用設備がある場合は、18 m<sup>2</sup>）、

各戸に台所・便所・収納・浴室又はシャワー室を備えていること、耐震性を有すること

**共同居住型住宅（シェアハウス）：**専用居室が 9 m<sup>2</sup>以上、住宅の面積が 15 m<sup>2</sup>×居住人数+10 m<sup>2</sup>以上、共用部分に居間・食堂・

台所・便所・洗面設備・浴室又はシャワー室、洗濯室を備えていること、耐震性を有すること

### 4 登録住宅や住宅確保要配慮者への支援制度について

①「改修工事の費用補助」（国による直接補助）住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修費用に対する補助制度

補助限度額 50 万円/戸、補助率 1/3、補助対象工事：バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修など

（お問合せ先）スマートウェルネス住宅等推進事業室 電話番号 03-6265-4905

（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業のページ URL）<http://snj-sw.jp/>

②「改修工事費の融資」（住宅金融支援機構の融資）「賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）」

登録住宅または登録住宅とするための改修資金の融資制度、融資上限：融資対象工事の 8 割、返済期間 20 年以内、

全期間固定金利、融資対象工事：上記 4①の対象となり得る工事など

（お問合せ先）北海道支店 電話番号 011-261-8305（住宅金融支援機構 URL）<https://www.jhf.go.jp/>

③「住宅相談など入居に係る情報提供・相談」（居住支援法人）

住まい探しの支援や入居後の生活支援などの相談。居住支援法人は、法律に基づき都道府県知事の指定を受けた法人です。

居住支援法人一覧は、「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載されています。

④「入居者への家賃債務保証」

国土交通省の登録制度に登録された保証会社や居住支援法人のサービスを利用できる場合があります。

⑤「生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付」

入居者が生活保護受給者で家賃滞納のおそれがある場合等に地方公共団体から生活保護受給者に支給される住宅扶助費等を、直接大家さん等に支払うことにする代理納付を申し出ることができます。